

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（11月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

今知っておくべき労務管理基礎（君津市測量設計業協同組合）

P.6 全国先進組合事例

静岡県の食の海外販路拡大を目指し共同でチャレンジ
（富士山・輸出・販路拡大推進事業協同組合）

P.7 組合Q&A

理事会と代表理事との権限範囲について 他

P.8 シリーズ「躍進企業」

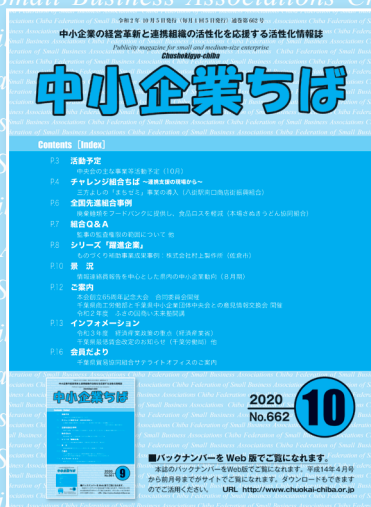
ものづくり補助事業成果事例：東京螺旋工業株式会社（市川市）

P.10 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（9月期）

P.14 インフォメーション

令和3年度 地域・中小企業・小規模事業者関係の概算要求等のポイント
Go To Eatキャンペーンのお知らせ
千葉県中小企業再建支援金 期間延長のお知らせ
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。（千葉労働局）



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（11月）

令和2年10月14日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織等支援事業			
11/ 5	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県木材市場協同組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
		組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県貿易協同組合	
		組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会④（制度・運営）	業務推進部 ☎043・306・3283
11/12	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部
		組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会⑤（会計・運営）	業務推進部
11/19	木	組合後継者等育成事業 組合運営実務（組合士養成）講習会⑥（制度・会計）	
11/20	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：臼井ショッピングセンター協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
11/24	火	連携組織活性化研究会 対象：企業組合労協船橋事業団	
11/29	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県鍼灸マッサージ協同組合	
11/30	月	連携組織活性化研究会 対象：千葉県測量設計補償協同組合	工業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
11/18	水	組合事務局強化事業 組合運営・企業経営研究会	経営支援部 ☎043・306・3282
11/20	金	創業連携推進懇談会（安房地区）	設立支援部 ☎043・306・3285
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/5・6	木・金	ふさの国 商い未来塾（第6回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/18	水	ふさの国 商い未来塾（第7回） 対象：商店街若手リーダー等	
■ その他			
11/26	木	本会創立65周年記念大会 記念誌編纂委員会	業務推進部

【重要なお知らせ】所管行政庁の変更に伴う申請書・届出書の提出先の変更について

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の二法の政令が改正され、事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、本年10月1日付で国から都道府県に移譲されました。これに伴い、決算関係書類提出書、定款変更認可申請書等の提出先が変更されておりますので、その旨ご留意ください。

《変更点》

【対象組合】関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局の所管となっていた事業協同組合等（定款で定める地区の規定が複数の都道府県にわたる場合）

【移管先の行政庁】主たる事務所が所在する都道府県

《参考》千葉県内に主たる事務所を置く場合は、次のように所管行政庁が変わります。

関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局→千葉県

【備考】所管行政庁が千葉県のみ組合は変更ありません。また、関東財務局、関東信越国税局、関東地方環境事務所、厚生労働省等の各省についても変更ありません。なお、定款で定める地区の規定が「全国」の場合は、「経済産業大臣」、「国土交通大臣」のままで変更ありません。

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	令和元年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	君津市測量設計業協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	宮 名 誠	住 所	君津市久保3-2-11
	設 立	平成16年12月	業 種	測量設計業
	組合員	8人		
テ ー マ	今知っておくべき労務管理基礎			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel 043-306-2427)			
専 門 家	社会保険労務士法人ハーモニー 山崎 裕樹 (特定社会保険労務士)			

事業実施の背景と目的

中小企業・小規模事業者でもよいよ、労務管理全般を整えることが急務となりました。その理由が2つあります。1つは、人材不足の問題です。総務省の統計では、2010年をピークにこの先50年、働く労働者総数は減少し、その中で占める高齢者の数は増えていく予想がでています。専門性の高い業界で若手を採用するのは難しいのが現状ですので、長く安心して働ける職場環境を整えるのは必須と言えます。2つ目は、労働者の意識の変化です。年齢、社歴を問わず、労働時間、有給休暇、休日、残業など、ご自身の働く上での権利について、労働基準法との矛盾があれば、根拠をもって指摘してくるようになりましたので、場当たり的で曖昧な対応では済まなくなりました。インターネットやSNSの発展に伴い、労働者自ら、簡単に、膨大な情報の中から、信ぴょう性の高い労務知識にアクセスできる環境が整ったことがその背景です。

では、中小企業・小規模事業者がどこから手を付けていけばよい

のでしょうか。今回は、『今知っておくべき労務管理基礎』と題してお話をいたしました。

事業の活動内容①

(1) 監督署調査から見た、労務管理・実務ポイント

定期的に(4年に1回程度)実施される監督署調査のポイントから押さえていきましょう。

事前に送られてくる通知文書を見れば、調査内容はある程度、予想できます。調査で注目される項目については、以下、主なポイントを整理します。

◆労働条件通知書(雇用契約書)

正社員だけではなく、パート・アルバイトを含め、すべての労働者に労働条件通知書を書面で交付しているかを確認されます。(ちなみに2019年4月より電磁的方法による提示も認められています。)調査では、賃金台帳で給与支給が目視できる全労働者を確認します。特に中小企業の場合、労働条件通知書の締結が漏れていることがよくあります。口頭のみだと、期間の定めの有無、昇給・賞与・退職金の有無、場合によって正社員とパート・アルバイト、

正社員間で違いを設けている手当の支払い方まで、判断が曖昧になってしまいます。

労務リスクが非常に高くなりますので、調査のために留まらず、紛争回避のためにも厳格な整備が求められます。

◆タイムカード・賃金台帳

厚労省で用意されたフォーマットがあるので、こちらを確認の上、すべての項目の調整が必要です。よく指摘がされるのは、労働時間についてです。1か月の所定労働時間の合計とは別に時間外労働時間、休日労働時間、深夜労働時間などの項目の有無、まとめてではなく、個別に記載されているか、確認されます。

さらにそれぞれの項目の計算が正しいかも問われます。時間外労働時間の計算方法では、次のような点に注意です。調査前には一度、顧問労士などの専門家の目で確認してもらおうとよいでしょう。

①残業単価計算で分子となる賃金には、すべての手当(家族手当、住宅手当等、法律で認められた特定の手当を除く)が入っているか。

②残業単価計算で分母となる所定労働時間数の根拠を説明できるか

(基本的には、1年を平均した、月所定労働時間数)。

◆36協定等の各種協定

36協定届に絞って説明します。注目すべきは36協定届の基本項目を示した書面の右上に、労働保険番号を記載することになった点です。36協定届の存在を知らず、恒常的に残業を認めていた会社であっても、今後は、労働保険番号と紐づけられ、システム上、未提出事業所を瞬時に抽出できることになります。無作為にアンケートを送り、未提出もしくは、長時間労働の実態があつた事業所に対し、個別調査をおこなっていくような監督署の動きも、今後、予想されます。

さらに、特別条項が別紙になりました。実務上、正しく運用するために注意すべき2つの記載事項があります。1つは特別条項の発動があつた際、行うべき具体的な健康確保措置を記載することになりました。個人的には、年次有給休暇の取得促進をおススメしています。有給休暇の付与義務と合わせて、長時間労働防止策として、現場に説明しやすいのが、その理由です。

2つ目に、この特別条項の発動時の手続きの記載が必要です。厚労省の記載例をみると、「労働者代表に対する事前申し入れ」となっています。プロセス的に負担がかかるようでしたら、おススメは、「労働者代表に対する事前通知」です。会社からの一方的な通知だけで発動できません。

事業の活動内容②

(2) 働き方改革関連法に対応した、労務管理・実務ポイント

◆労働時間の適正な把握とは

時間外労働の上限規制が、2020年4月より中小企業にも適用が開始されました。既に2019年より、客観的な方法で、日ごとの労働時間を把握・管理する義務が定められました。労働時間管理を除外されている管理監督者を含め、すべての労働者に対して把握するとなっています。過重労働になりがちな管理職については、そもそも労働基準法上の管理監督者の要件を満たしていなければ、賃金請求リスクが高まります。時間外労働については、新たに、守るべき基準が以下の通り、示されています。

①1か月100時間未満(時間外・休日労働の合計)、②2～6か月平均で80時間以内(時間外・休日労働の合計)、③年間720時間以内(時間外労働のみ)、④月45時間を超えられるのは、年間6か月のみ(各人別)の4つです。労働時間を自己申告もしくは、書きのシートで運用していた会社には、管理を効率化するために今後、タイムカードや勤怠システムを導入を強くお勧めします。

◆有給休暇の5日の付与義務とは

2019年4月1日より、労働基準法に明記されました。対象者は、年間の付与が10日以上の方です。正社員だけではなく、勤続年数に依りて、週3日勤務、4日勤務、5日勤務のパート・アルバイト等の一部も対象に含みますので、ご注意ください。ここでは取得促進の方法を2つご紹介します。1つは、計画的付与の形で認める方法です。会社と労働者の過半数代表者との間で、協定を締結し、例えば、お盆や年末年始のお休みの前後で、取得しやすい時期を定め、有給休暇扱いとします。一度、計画すれば、その日に勤務することは、基本的に認められます。

せん。さらにもう1つの方法が、今回の5日の付与義務のタイミングで設けられました。「使用者による時季指定」の方法です。個々の希望を聴きながら、あらかじめ、会社の方で5日以内の日数を指定するのです。

ちなみに法律上、違反した会社には、30万円の罰則が設けられています。さらに今後は未取得の労働者が退職する際に、会社の管理不備を理由にして、有給休暇の残日数の全てに対し、買取り要求が出てくるかもしれません。(法律上、義務ではありません)

併せて、有給管理簿の作成も義務付けされました。紙の管理簿でも、勤怠管理システムでもよいとされています。いずれにせよ、1年間の繁閑スケジュールを事前に予測し、取得漏れのないような実務対応が大事になります。

働き方改革関連法の施行で、中小企業・小規模事業者といつても、労務管理の基礎を整えていく理由がご理解頂けたかと思います。紙面上でご紹介したポイントを確認頂き、まずは自社の現状と向き合うきっかけになれば幸いです。

(特定社会保険労務士 山崎裕樹)

テーマ

特徴ある活動

静岡県の食の海外販路拡大を目指し共同でチャレンジ

富士山・輸出・販路拡大推進事業協同組合

組合が商社的機能を確保しながら海外販路開拓を目指す事業になることへの組合員の大きな期待と、その成果を出すための組合活動に対する組合員の理解が深まった。

背景・目的

当初は個社で海外への販売拡大の取組みをそれぞれ行っていたが、業務が煩雑で効率も上がらず、費用対効果を考慮すると前へ進めないなど大きな課題となっていた。そのようなとき中央会が、事業者の貿易業務を一括で行う商社機能を持った組合の設立を呼びかけ、これに呼応した事業者が結集して組合を設立。中小事業者の共同による海外販路拡大事業のチャレンジが開始された。

取組みの手法と内容

組合を設立直後から多くの行政や支援機関に支えられ、平成29年

度は「VIETNAM FOOD EXPO 2017」に出展し、ベトナム市場への販路拡大を目指す活動を開始した。翌平成30年度は、静岡県の「県産品海外販路拡大チャレンジ事業」を活用し、ベトナム・ホーチミンに組合員商品を常設展示するショールームを開設。一部取引が開始され、また地元販売代理店との商談も始まった。昨年度は、台湾・台北市で行われた「Food Taipei 2019」に参加し、台湾市場も視野に入れた。また、全国中央会の中小企業組合等課題対応支援事業の補助を得て、「台北商談会」と「ホーチミン商談会」を開催し、先に出席した「Food Taipei 2019」とホーチミンでの常設ショールームの開設後の商談フォローを行い、確実に販路拡大につなげていく予定である。

このように組合が商社的機能を保持して海外販路を開拓する事業への組合員の期待は大きい。当初

想定した成果は多少であるが徐々に近づいている。海外への販路拡大を実現するという強い思いから、組合員連携による商品開発や組合員商品の詰め合わせた「サマーギフト」の共同販売など、新たな取組みも開始されている。組合員の結束力は一層強固になり、海外取引拡大に向けての体制は整備され、今後の事業展開が大いに期待される。

成果とその要因

組合がこれまで海外販路拡大事業を遂行できているのは、①組合員の「海外販路拡大事業を必ず実現するのだ」という強い思いと組合員総意に基づく事業運営、②中小企業診断士と通関士の資格を有する事務局責任者による現地商社との折衝や海外展示会への出展業務など、商社的機能を発揮するための献身的な取組み、③中央会による組合組成段階からの手厚い伴走型支援によるところが大きい。



「VIETNAM FOOD EXPO 2017」

ホーチミンにおける見本市の様子

富士山・輸出・販売拡大推進事業協同組合

住所：〒421-0103

静岡県静岡市駿河区丸子6-6-33

設立：平成29年5月

出資金：2,000千円

URL：<http://www.shizuoka-kaigai.com>

<https://facebook.com/fukumiai>

業種：乳製品・日本茶・調味料等
製造販売業

組合員：8人

組合 Q & A

理事会と代表理事との権限範囲について

「Q」事業協同組合定款参考例第52条第2号（理事会の議決事項）において、理事会の議決事項として「その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項」とありますが、同規定中「理事会が必要と認める事項」とあるのは「理事長が必要と認める事項」の誤りではないですか？

「A」代表理事が行う組合の業務執行は、法令または定款上、理事会の議決を必要とする事項及び重要な業務執行については必ず理事会の決定に基づいて行わなければならないませんが、その際目的事項及びそれ以外の業務執行事項は必ずしも理事会の議決に基づいて執行する必要はなく、代表理事自らの権限で決し執行することができま

す。
定款参考例第52条第2号でいうところの「業務執行に関する事項」は、後段の代表理事自らの権限で決定し得る事項を指し、同号の規定は、これらの事項のうち、組合運営等の観点から代表理事の決定

に任せず、特に理事会の決定に基づいて執行することが必要であると理事会が認めた場合は、理事会の議決事項とする旨を定めたもので、この規定に誤りはありません。

なお、「理事会が必要と認める事項」として、例えば、組合借入の実行に関する件、組合員に対する保証に関する件などが挙げられます。

無効な選挙の後になされた業務の効果について

「Q」中協法第54条は取消しの判決の効力に関する会社法第839条を準用していませんが、選挙の実施方法の瑕疵などを理由に役員選挙の無効が確認されたとき、選出された理事が行った業務の効果はどうなるのでしょうか？

「A」理事選出に係る総会の議決を取り消す判決が確定した場合、民法第121条「取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす」に従い、当該総会の議決は遡って無効となるというのが判例通説です。会社法は、第839条（無効または取消しの判決の効力）で遡及効を否定する場

えについては含まれていません。そのため、決議取消しの訴えにかかる請求を認める判決が確定したときは、当該決議は遡って無効になるということを確認したものであり、その確定判決は第三者に対してもその効力を有します。当該総会における理事の選出が取り消されるため、執行した業務の効果はなくなり

ます。
なお、理事の法定数を欠く状態となった場合、判決確定と同時に、当該総会以前の理事が残任義務を負い、新たな理事が就任するまで理事としての権利義務を有すると考えられます。

◎『中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

労務問題 Q & A

安全衛生

〈就業禁止の措置〉

「Q」労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか？

「A」2月1日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、

感染症法に基づき、都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行うことができることとなります。

使用者におかれましても、感染症法に基づき都道府県知事より入院の勧告を受けた労働者については、入院により就業できないことをご理解していただくとともに、都道府県知事により就業制限がかけられた労働者については、会社に就業させないようにしてください。

また、発熱等の風邪症状がみられる労働者については休みやすい環境の整備にご協力をお願いいたします。

なお、感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしません。

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方角け）より転載



本会では、中小企業庁から標記事業の委託を受けた全国中小企業団体中央会の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

このコーナーでは、当該補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。



事業類型	一般型	ものづくり技術との関連性	精密加工
対象類型	ものづくり技術	対象類型	

東京螺旋工業株式会社（市川市）

事業テーマ

切削加工のリードタイム削減による送電線用特殊ボルトの増産計画

本事業への取組みの経緯・目的

*取引先からのニーズ

- ① 特殊ボルトの増産化
需要が増え続けている送変電設備をより市場に普及させるため、増産依頼を受けています。具体的数値としては月産20,000個を月産32,000個にしてほしいとの要求があります。
- ② 高精度化
送電線設備用ボルトは安全にかかわる重要部品であるため、常に精度向上を図り、耐久性向上を目指し続ける必要があります。公差±0.1mmというさらなる精度向上を実現することで、競合他社とさらなる差別化を図ります。

*自社の技術課題

- ① 二度の切削加工
取引先要求の月産32,000個生産を達成するためには、生産プロセスの改善を

図る必要があります、ボトルネックとなっているのは2度切削加工で5,000個のボルトを一日掛けて加工しているため、二度切削加工を行うには2日も時間が必要になります。

- ② 自社の最適条件出しに対応できない現有機
現有の切削加工機では位置・速度制御に限界があるため、公差±0.2mm以下の精度を出すことができません。

実施内容

*実現させるための具体的施策

上記課題を解決するためには、最新型自動多目的切削加工機を導入し、その性能を最大限に活用するとともに、各課題に対して、以下を実施致しました。

- ① 切削加工のリードタイム削減
最新型の多目的切削加工機は当社が造った凹み部分の加工条件を活用し、端面の切削

加工と凹み部分の切削加工を一度で行うことができるようになりました。

- ② 切削加工のさらなる高度化
最新型の多目的切削加工機には、サーボモーターを搭載しているため、細かな位置・速度の制御が可能となりました。結果、寸法・外径共に公差±0.1mmを達成する見通しができました。

事業実施の成果

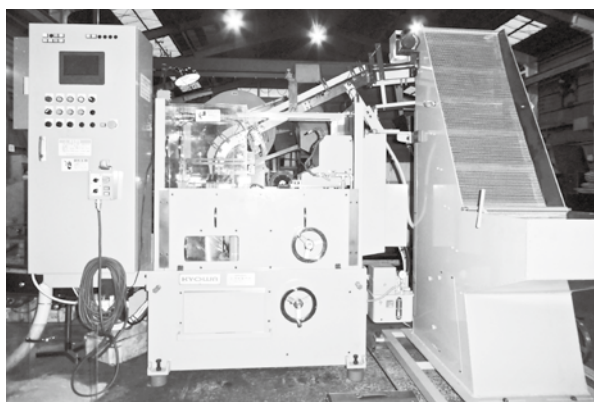
*切削加工の時間短縮

導入した多目的切削加工機の活用により、切削加工にかかる時間が1個当たり約6秒（従来約12秒）まで短縮できました。

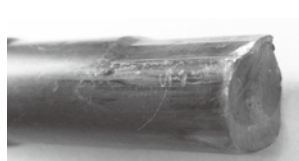
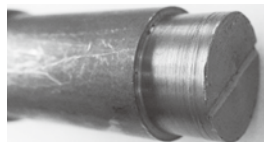
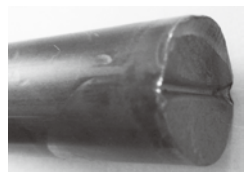
結果5,000個生産する際の切削加工にかかる時間を1日（従来2日）まで短縮できるめどが付きしました。

*切削加工の精度向上

多目的切削加工機の性能により加工精度が向上し、寸法・外



導入機械

導入目的
端面面取り穴明け同時加工今後の挑戦
段引加工

径共に±0.1mmを実現できました。

*特殊形状ボルトの増産

切削加工の所要時間が半減したこと、生産工程全体にかかる時間も、製品1個当たり12秒から6秒まで短縮できる見込みとなりました。

結果、月産32,000個（従来は20,000個）までの増産を達成できる見通しとなりました。

今後の展望

*さらなる技術力の向上

当社におきましては切削加工機の導入は初めての試みであったが、多くの戸惑いと失敗があった中で運用にたどり着くことができました。この導入を皮切りに複合旋盤やマシニングなどにも目を向け、更に難しく付加価値の高い仕事を冷間プラス切削という小ロットにおいて、最もコストがかからない方法で取り組んでいきたいと考えております。

*その他の使い方

高精度であり、しかも従来の切削加工機よりもストロークが長い、名前の通り多目的な用途に使用することができます。単純な面取りから段付きの加工

や、転造下径の加工も可能です。今まで外注していたこのような加工を自社に取り込むことで、その他の製品のリードタイム削減や品質向上に役立てていく予定です。

社長・担当者からの一言

社長 岸田 隆行

冷間圧造と切削の組み合わせで、金型代と材料費を抑えた加工方法を提案することができました。また、納期管理においても自社内で一貫生産によるメリットが出せると思います。今後も切削技術を磨き、どんな仕事に

もチャレンジしていける体制を構築してゆくことが私の目標です。

担当者 上木 拓也

カム機構による高速で安定した供給と排出、サーボモーターによる最適な切削加工を容易に設定が可能な切削加工機です。切削加工未経験の私でも今日まで問題なく運用出来ています。今後は更に加工時間の短縮と、ワークに応じた最適な切削条件を選定し、作業の効率を高めた

企業データ	
主な事業・業種	金属製品製造業（ボルトの製造販売）
得意分野	長尺ボルト
所在地	[本社／事業実施場所] 〒272-0127 市川市塩浜 2-18
TEL	[本社／事業実施場所] 047-395-2135
FAX	[本社／事業実施場所] 047-396-7605
URL	http://www.t-rasen.co.jp
E-mail	takayuki.kishida@t-rasen.co.jp
設立	昭和37年4月8日
代表者	代表取締役 岸田 隆行
従業員数	30名
資本金	2,000万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和2年9月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不变」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不变」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は3から10に増加。「減少した」業種は12から2に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から4に減少。「減少した」業種は16から14に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は3のまま変化なし。「悪化した」業種は20から15に減少。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は2から1に減少。「減少した」業種は6から13に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は4から3に減少。「減少した」業種は22のまま変化なし。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は3から2に減少。「悪化した」業種は31から29に減少。

製造業

■しよ油・食用アミノ酸製造【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響により、景況は依然として、厳しい状況が続いている。

■漬物製造【県内全域】

観光需要回復に向けた政府の「GOTOキャンペーン」により観光地用の漬物製品の売上がやや回復した。また、千葉県内の同業他社は、昨年の大雨や台風被害からのダメージが続く、原材料の仕入が難しくなり、転廃業の危機に直面している。

■パン・菓子製造【県内全域】

9月は、十五夜、敬老の日、彼岸などの行事等が続いたにもかかわらず、菓子の発注は昨年と比べると減少した。

■酒類製造【県内全域】

売上高は前年同月比8割弱まで回復したが、飲食店等の売上は引き続き、厳しい状況が続いており、売上回復の見込みが立たない。

■製材【木更津】

アメリカ及びカナダからの材木船が入港したので、在庫数量は増加した。

■印刷・関連連業印刷【県内全域】

景況については、4月～6月頃

より、少し良い方向に仕事動き出しているが、イベント関係の動きが弱い。

■電気鍍金【県内全域】

コロナ禍の影響後の対応で多少戻ってきた分野と悪化した分野に分かれる。

■鉄工【千葉】

一部営業活動再開の動きが見受けられるが、景況感は引き続き悪化している。業種によってバラツキはあるが、売上は前年同月比2～3割減の組合員企業が多い。

■機械部品製造【野田】

前年度並みには行かないが、前月よりは幾らか良くなっている。

■機械部品製造【流山】

業種により、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しており、元に戻っておらず厳しい景況にある。

■機械部品製造【柏】

自動車分野は景気の底を脱した感はあるが、自動車メーカーにより差があり、先行きは不透明である。

■金属製品【船橋】

業界の景況は悪化傾向にある。

■採石【県内全域】

東京都港湾局発注の新海面処分

場Dブロックへの石材出荷量は月により波があり、前月を上回ったが、前年同月比では減少となった。また、9月までの全体の出荷量は前年同月比で183%の状況である。

■土砂採取

【県内全域】

景気後退により、土砂の需要が伸びず、全体的に出荷量が減少している地域もある。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

組合員総じて既往取引先の売上は減少しており、新規開拓先拡充により補填を図るが、全体としては減収となっており、景況感は悪化している。また、金融機関からのコロナ対応借入により、手元資金の手当てを行っている組合員が多く、当面の資金繰りについては問題ない状況となっている。

■医薬品卸

【県内全域】

前月より売上は増加しているが、前年同月比は減少となっており、コロナ禍による受診抑制が続いており、売上減が続いている。

■青果卸売

【千葉】

9月上旬までは、猛暑の影響により、青果物の単価が高めであったが、それ以降は値下がりした。

但し、果実は例年に比べ、高値で推移しており、消費自体は低調であると見られる。

■自動車解体

【県内全域】

昨年9月は台風の影響で稼働日数が少なく、売上等の比較は難しいが、台風などの一過性の影響とは異なる今年の状況は先行きに対する不安感は大い。

■乾物卸売

【県内全域】

乾物の販売が低調に推移している。

■卸売

【茂原】

コロナ禍の影響で、中小零細企業はかなり影響を受けている。

■小売

【柏】

来街者は増加しているが、売上は低調である。

■電器機器小売業

【県内全域】

電化製品の入荷が安定せず景況は甚だしく厳しいが、家電小売店は、個人の顧客が多く、個々に対応が出来るので、飲食と違い救われている。

■青果小売

【千葉】

売上は前月比、前年同月比ともに減少であった。相場が安定してきたこともあり、収益面では好転しつつある。しかし、イベント等はまだ実施されず、売上を伸ばす

ことはできなかった。

■中古車販売・仕入

【県内全域】

中古自動車オークションでの取引価格が高値を維持し、良質車は特に取引価格が上昇している。

■小売

【東金】

新型コロナウイルス感染症の影響が続いており売上が減少している。9月は、昨年の消費税増税の影響での駆け込み需要があったため売上減少となった。食品関連は少しずつ回復してきているが、飲食、衣料品、雑貨関連については日増しに厳しい状況が続いている。

■小売

【野田】

感染予防対策を徹底し、コロナ禍の影響を最小限に食い止めているが、売上・来店客数は横ばい状況が続いている。

■商店街

【柏】

全体では前年同月と比べ、売上は減少しているが、飲食店は改善しつつある。9月中旬までは残暑が厳しく、前月より更に落ち込みがあったが、下旬になると、来街者も増え、落ち込みを取り戻した。

■建設揚重

【県内全域】

コロナ禍の影響で、延期の仕事が増え、オペレーターの待機が増

えてきている。

■一般廃棄物処理

【千葉】

コロナ禍で一般家庭ごみの片づけも6月、7月をピークに依頼件数も減少した。一方、事業系のごみは飲食業の廃業やリモートワークの影響でコロナ前に戻るのとは先になる。

■学習塾

【県内全域】

オンラインで見ることができるよう、公立・私立の募集要項のダイジェストを作成している。

■ソフトウエア

【県内全域】

大きな変化は見られないが、GOTOキャンペーンの影響で明るい兆しも見えるが、先行きが不透明である。

■貨物運送

【野田】

依然として、売上の減少が続いている。

■輸出入

【県内全域】

新型コロナウイルスの影響が続いて営業できず、売上の大幅減が続いている。なお、成田空港は大半の店舗が4月から休業し、成田空港会社からは来年3月までの店舗休業、家賃減免、支払期限の延長などの措置がされているが、出店を中止する店舗が多くある。

・小規模事業者関係の概算要求等のポイント

概算要求等のポイントをまとめた。概要は、以下のとおりである。

者の事業継続を強力に支援するため、令和2年度第一次及び第二次補正予算において、**性資金供給等の資金繰り対策**といった**危機対応**を実施。

開発・海外展開等を通じた生産性向上による成長促進、③「**中小企業等のデジタル化**
長からの脱却を図る。

化」にも粘り強く取り組む。

中小企業対策費	平成31年度	令和2年度	令和3年度（要求）
	1,117億円	1,111億円	1,420億円

※網かけ欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したもの。

予算 事業承継総合支援事業【142.8億円（75.1億円）の内数】

・事業引継ぎ支援センターに事業承継ネットワークを統合。事業承継ニーズの掘り起こしを実施し、事業承継計画の策定支援・専門家派遣等の事業承継に関する総合的な支援を実施。

予算 事業承継・世代交代集中支援事業【27.0億円（新規）】

・事業承継・事業再編を契機とした設備投資や第三者承継時の専門家活用費用等を補助する事業承継補助金を措置するとともに、後継者選定後の教育に関する実証事業（事業承継トライアル実証事業）を実施。

税 中小企業の経営資源集約化促進【新設】

・ウィズコロナ/ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業の経営資源の集約化（統合等）を支援するため、必要な措置を要望。

予算 中小企業再生支援事業【142.8億円（75.1億円）の内数】

・中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業の再生計画の策定支援等。

予算 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業）【147.0億円（131.2億円）】

・ものづくり基盤技術に関する研究開発支援（3年間最大9,750万円）。高い技術的優位性がある一方、事業化に向けた計画に見直しの余地がある案件について、事業化計画の磨き上げ支援を行い、十分な見直しを図られたものを採択する新たな取組を実施。

予算 JAPANブランド育成支援等事業【10.6億円（10.0億円）】

・中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。

予算 中小企業生産性革命推進事業（中小機構運営費交付金）【3,600億円＜R1補正＞】

・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業の実産性向上に資する継続的な支援を実施。

予算 ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（ものづくり補助金）【21.5億円（10.1億円）】

・複数の中小企業がデータを共有し生産性の向上を図る取組や、中小企業が共通システムを導入しデータを共有・活用することでサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援。

予算 地域未来デジタル・人材投資促進事業【30.0億円（新規）】

・地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。

⑤災害からの復旧・復興、事前の備え

- 東日本大震災、令和2年7月豪雨からの復旧・復興について引き続き支援策を措置。

予算 なりわい再建支援事業【275.7億円】（令和2年度予備費で措置済み）

- 近年多発する自然災害等に対する**中小企業の事前対策の取組を強力に支援し、中小企業の強靱化**を図る。

予算 中小企業強靱化対策事業【中小機構運営費交付金194.1億円（175.5億円）の内数】

・中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機構の地域本部に配置し、相談体制を整備。

※上記に加えて、「新しい日常」に対応するための事業再構築・事業再編支援等を事項要求。

令和3年度 地域・中小企業

経済産業省は、令和3年度地域・中小企業・小規模事業者関係の

基本的な課題認識と対応の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業
持続化給付金・家賃支援給付金・持続化補助金の支給や実質無利子融資・資本
- 令和3年度当初予算では、①「**事業承継・再生等の新陳代謝の促進**」、②「**研究の推進**」に取り組み、**コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成**
- 加えて、④「**経営の下支え、事業環境の整備**」、⑤「**災害からの復旧・復興、強靱**

①事業承継・経営資源集約化・再生等の新陳代謝の促進

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。**親族内・第三者承継を総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。**
- また、事業承継等を契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、**事業承継補助金**を措置し、**承継を機縁とした成長促進**を強力に支援。
- ウイズコロナ／ポストコロナ社会に向けた新たな成長を促すため、**経営資源の集約化**を後押しするための**税制を創設**し、包括的かつ集中的な取組を実施。
- **コロナ危機**により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、**再生計画策定**の要望に十分に応じられるよう**体制を拡充**する。

②研究開発・海外展開等を通じた生産性向上による成長促進

- 事業化計画の磨き上げを含め研究開発を支援し、**技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進。**
- 海外展開支援は中小企業の実産性向上にとって重要。特にコロナ後の海外展開で重要となる**越境EC等**を活用し、**時代に即応した海外進出**を強力に支援。

③中小企業等のデジタル化の推進

- データを活用した中小企業の研究開発を促進し、**デジタル技術活用を推進。**
- **デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化**と、若者を中心とした人材の**地方移動支援等**を実施。
- 政府の中小企業向け支援サイトである**ミラサポplus**の**拡充等**も実施。

④経営の下支え、事業環境の整備

- **中小企業の取引条件の改善**を図り「しわ寄せ」を防止することで、**大企業と中小企業が共に成長**できる環境整備に取り組む。

予備 中小企業取引対策事業【10.0億円（9.8億円）】

・中小企業等の取引上の問題解決に向けた専門家や弁護士による相談を行う下請かけこみ寺事業等を実施。

- 中小企業の相談対応（よろず支援拠点）や経営指導（経営発達支援計画）、資金繰り支援（政策金融・信用保証制度・マル経融資等）、小規模事業者支援（自治体連携型補助金等）、消費税転嫁対策等に引き続き取り組む。



Go To Eat 食事券利用 飲食店参加登録方法のご案内

申込方法

2020年9月15日(火)より登録サイトOPEN
登録サイトアドレス



<http://www.chiba-gte.jp/>

(登録WEBサイト以外でのお申込みをご希望の方にはコールセンター
迄ご連絡下さいFAXでのお申込み方法のご案内を致します)

連絡先



コールセンター電話番号(事業者専用)

0570-052-080

営業時間: 平日10:00~19:00

FAX 03-5348-2704 (Gotoeatキャンペーン東武トップツアーズ東京本社事務局)

対象店舗

- ①事務局の指示に基づき食事券を適切に取り扱うことができる者であること
 - ②業種ごとに定められている新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを
遵守する者であること
 - ③感染拡大防止策を徹底する者であること
- ★その他参加対象の条件はサイト内にてご確認ください。

クーポン 取扱期間

令和2年10月以降~令和3年3月31日

※具体的な開始日は決定次第、登録サイト内にて改めてお知らせします

購入方法

プレミアム付き食事券はLINEで購入できる「電子クーポン」と
地域販売窓口で購入できる「紙クーポン」があります。

千葉県内
飲食店
利用者

電子クーポン(スマートフォンをお持ちの方)

- 1 QRコードを読み込みLINE公式アカウント
[Go to Eatキャンペーン]を友達に追加
- 2 Go To Eat専用ページより食事券を購入
(クレジットカード決済)
- 3 飲食店にGO!

紙クーポン

- 1 地域の販売窓口
- 2 プレミアム付き食事券を購入
(窓口でお支払い)
- 3 食事券を持参して、飲食店にGO!

★電子クーポン券

「LINE」でのオンライン購入(クレジット決済)

★紙クーポン券

千葉県内東武トップツアーズ4店舗(予定)
商工会・商工会議所(販売方法は調整中)
※発行割合につきましては、非接触や省力化等
の観点から電子クーポンを主体としております。
(紙クーポンは全体発行額の1割程度を予定)

■Go To Eat キャンペーン千葉県事務局
(東武トップツアーズ(株)千葉支店)

千葉県中小企業団体中央会はGoToEatの事業PRに協力しております。
事業内容詳細は、上記コールセンターまでお問合せください。

事業規模100億円!

GO TO EAT

ゴートゥーイートキャンペーン

【例】1万2,500円分の食事券が1万円で購入可能!

GoToEatキャンペーンとは・・・

プレミアム付き食事券の発行を支援することで、新型コロナウイルス感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店の需要喚起し、食材を供給する農林漁業者を応援するキャンペーンです。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

販売
期間

電子
(LINE)
クーポン
紙クーポン

2020年
10月8日(木)

2021年1月31日(日)
〈売切れ次第終了〉

ハガキにてお申し込み ★10/30(金)締切(当日消印有効)
→抽選の上、当選者に当選ハガキを返信

利用
期間

2020年
10月8日(木)

2021年
3月31日(水)

購入
方法

プレミアム付き食事券はLINEで購入できる「電子クーポン」と
地域販売窓口で購入できる「紙クーポン」(当選ハガキと引換)があります

〈対象〉
千葉県内
飲食店
利用者



電子(LINE)クーポン (スマートフォンをお持ちの方)

- 1 QRコードを読み込みLINE公式アカウント「Go to Eatキャンペーン」を友達に追加
- 2 Go To Eat専用ページより食事券を購入(クレジット決済)
- 3 飲食店にGO!

紙クーポン
(抽選)

当選はがきには①氏名②郵便番号③住所④電話番号⑤年齢を記入の上10/30(当日消印有効)までに下記住所に送付下さい。(送料はお客様負担)
〒260-0028 千葉県千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル5階 東武トップツアーズ(株)千葉支店内 GoToEat千葉県事務局
厳正な抽選の上、当選発表は当選ハガキの返信を持って代えさせていただきます。引き換えは県内商工会、商工会議所、東武トップツアーズの
店舗を予定しています。11/上～11/下旬(予定)までに当選ハガキを持参の上購入して下さい。詳しくはwebサイトでご確認ください。

GoToEatキャンペーン・プレミアム付き食事券は、購入者が購入期限内における加盟飲食店で利用できる金券(電子・紙)としてご利用頂けます。取扱店が加盟するにあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本対応方針(改正)」に基づく外食業の事業継続のためのガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むことが参加条件で、その取り組み内容を店頭で掲示しております。

【名 称】千葉県GoToEatキャンペーン プレミアム飲食券

【購入制限】1回の購入あたり1人2万円分まで

【利用可能エリア】千葉県内キャンペーン加盟登録飲食施設、および先飲食施設が提供するデリバリー、テイクアウト商品

【販売箇所】〈電子クーポン〉LINEによるオンライン購入

〈紙クーポン〉ハガキでの抽選により当選した方の引き換え販売窓口

【取扱店】当事業に参加申し込みがあった県内飲食店

※飲食店の一覧はWEBサイトにて最新版をご確認頂けます。

【利用内容】店内飲食のほか、「宅配持ち帰り(テイクアウト)」「税・サービス料含む」が対象です。

※ピザ宅配持ち帰り専門業者などの「持ち帰り・配達飲食サービス業」は本事業の対象外です。

【注意事項】

- ① 期限内にご利用にならなかった食事券の払い戻しは出来ません。有効期限内にご利用下さい。
- ② 電子クーポンはLINE公式アカウントへの友達追加が必要になります。
- ③ 紙クーポンへのご応募はハガキでお申込みください。
- ④ 紙クーポンの申込み期限：10月30日(金)当日消印有効
当選ハガキは指定の販売窓口で紙クーポンへ引き換え購入が必要です。
詳しくは購入者向け連絡先までお問い合わせ下さい

お出かけの際はソーシャルディスタンス(社会的距離)の確保、マスクの着用、手洗いなど感染症予防のご協力をお願い致します。

【GoToEatプレミアム付き食事券購入に関するお問い合わせ】

TEL 0570-052-120 東武トップツアーズ

【受付時間10:00～19:00】(平日)

取扱飲食店の一覧は
WEBサイトで最新版をご確認下さい

https://www.chiba-gte.jp/



取扱飲食店も 募集中!!

▼専用WEBサイトより申請して下さい。

https://www.chiba-gte.jp/

本事業への登録料は無料、換金手数料はかかりません。

事業者の方はこちら!

TEL 0570-052-080 東武トップツアーズ

【受付時間10:00～19:00】(平日)

《千葉県中小企業再建支援金》期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にある中小企業等を支援する「千葉県中小企業再建支援金」について、**期間を延長**するとともに、**支援対象を拡大**しました。

組合員事業者だけでなく、中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、協業組合、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会等も対象要件に含まれますので、申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いいたします。

支給対象

下記のいずれかに該当する、県内事業所を有する中小企業など

- ・令和2年1月～12月のうち、任意のひと月の売上高が、前年同月比50%以上減少
- ・令和2年6月～12月のうち、連続する任意の3か月の売上高の合計が、前年同期比30%以上減少

※これまでに申請した方は、再度の申請をすることはできません（支給は1事業者1回限り）。

支給金額

条件※）に応じて20～40万円（※）申請要領をご確認ください。

受付期間

令和3年1月31日（日）まで

お問い合わせ先

千葉県中小企業再建支援金相談センター

TEL：0570-044894

※詳細は、専用ポータルサイトをご覧ください。

（URL）<https://www.chiba-shienkin.com>

千葉労働局からのお知らせ



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～

事業主の皆様へ

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧ください。千葉労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。